

記入例 両親とも日本国籍者の場合

出生届

令和 〇年 〇月 〇日 届出

在ベトナム日本国 大使 総領事 殿

受理 令和 年 月 日			
第 〇 号		公館印	
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票
24時間表記ではなく 午前、午後で記載			

(1) 生まれた子	子の氏名 (フリガナ)	ニホン 氏	ヤマト 名	父母との続き柄	<input checked="" type="checkbox"/> 嫡出子 <input type="checkbox"/> 嫡出でない子	( <input type="checkbox"/> 男 <input checked="" type="checkbox"/> 女 )
	生まれたとき	令和 7 年 〇 月 〇 日		<input checked="" type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後	6 時 12 分	
	生まれたところ	病院の住所のみ記入 (病院名は不要) ベトナム社会主義共和国ハノイ市ゴックハー区ラントゥオン町ラタン通り929番				
	住所	ベトナム社会主義共和国ハノイ市ゴックハー区リエウザイ通り29番				
(5) 生まれた子の父と母	父母の氏名 生年月日 (子が生まれたときの年齢)	父 日本 太郎	母 日本 和子	昭和 60 年 12 月 31 日 (満 40 歳) 平成 2 年 11 月 11 日 (満 35 歳)		
	本籍及び国籍	東京都千代田区平河町一丁目4 番地番				
	同居を始めたとき	令和 〇 年 〇 月 (結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください)				
(8) 子が生まれたときの世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤務者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約者は5) <input type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤務者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯					
	父母の職業	記載不要				
(9) その他	日本国籍を留保する	署名 (※押印は任意)				印
	① ハノイ産婦人科病院発行の出生証明書及び和訳文を添付する。 ② 出生証明書には子の名の記載がないが「大和」と届け出る。 出生証明書の中に子の名の記載がない場合					
届出人	<input checked="" type="checkbox"/> 1. 父母 <input type="checkbox"/> 2. 法定代理人( ) <input type="checkbox"/> 3. 同居者 <input type="checkbox"/> 4. 医師 <input type="checkbox"/> 5. 助産師 <input type="checkbox"/> 6. その他の立会者 <input type="checkbox"/> 7. 公設所の長					
	住所	ベトナム社会主義共和国ハノイ市ゴックハー区リエウザイ通り29番				
	本籍	東京都千代田区平河町一丁目4	番地番	筆頭者の氏名	日本 太郎	
	署名 (※押印は任意)	日本 太郎		印	昭和 60 年 12 月 31 日生	
事件簿番号						

記入の注意

- 届書はすべて日本語で書いてください。また鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
- 子が生まれた日からかぞえて3か月以内に出生地の大使館または、(総)領事館に出してください。
- 外国で生まれ、出生によって外国の国籍をも取得した子について、日本国籍を留保しようとするときは、3か月以内に届出を行わないと受理できなくなりますので、届出が遅れないよう特に注意してください。この場合は、必ず父か母(又は子の法定代理人)が届出人となってその他欄の「日本国籍を留保する」欄に署名してください。
- 子の名は常用漢字、人名用漢字、かたかな、ひらがなで書いてください。
- にあてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。
- 生まれたところは、生まれたときとともに戸籍に書かれますので、くわしく国名から番地まで書いてください。病院名を書く必要はありません。
- 国籍に代えて地域を記載することができます。①台湾、②パレスチナ(ヨルダン川西岸地区及びガザ地区)
- 日本人父または母について本籍と筆頭者(戸籍の一番最初に書いてある人)の氏名を書いてください。父の国籍と母の国籍をそれぞれ書いてください。
- 子の父または母がまだ戸籍の筆頭者となっていない場合は、新しい戸籍がつくられますので、「その他」欄に希望する本籍を書いてください。
- 届書は2通出してください。
- 日本国籍を留保し重国籍となった者は20才までに日本国籍を選択し、外国籍を放棄する旨の宣言を行わないと日本国籍を喪失することがありますので、注意してください。
- 届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

出生証明書について

出生を証する書面としては、原則として外国官公署の発行する出生登録証明書を添えて出してください。ただし、医師の作成した出生証明書であっても差し支えありません。外国文の証明書には翻訳者を明らかにした訳文を添付してください。なお、医師が日本語で記入することができるときは、下記の出生証明書欄を使用しても差し支えありません。

出生証明書

子の氏名		男女の別	1男 2女
生まれたとき	令和 年 月 日	午前 午後	時 分
出生したところ及びその種別	出生したところの種別	1病院 2診療所 3助産所 4自宅 5その他	
	出生したところの種別(の種別1~3) 施設の名称		番地番 号
体重及び身長	体重	グラム	身長 センチメートル
	単胎・多胎の別	1単胎 2多胎(子中第 子)	
母の氏名		妊娠週数	満 週 日
この母の出産した子の数	出生子 (この出生子及び出生後死亡した子を含む) 死産児 (妊娠満22週以後)		人 胎
1 医師 2 助産師 3 その他	上記のとおり証明する。		
	令和 年 月 日		
	(住所) 番地番 号 (氏名)		

出生証明書記入の注意

- 夜の12時は「午前0時」、昼の12時は「午後0時」と書いてください。
- 出生証明書(11)欄の体重及び身長は、立会者が医師又は助産婦以外の者で、わからなければ書かなくてもかまいません。
- 出生証明書(14)欄のこの母の出産した子の数は、当該母又は家人などから聞いて書いてください。
- この出生証明書の作成者の順序は、この出生の立会者が例えば医師・助産婦とともに立会った場合には医師が書くように1. 2. 3. の順序に従って書いてください。